

事務連絡
令和6年1月11日

各都道府県公益法人行政担当課 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について

令和六年能登半島地震（以下「本地震」という。）において被災された皆様方に心から御見舞いを申し上げます。

本地震の発生を受け、令和6年1月11日に「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）が公布・施行されたところです。これにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特別措置法」という。）第4条第1項に基づき、本地震による災害発生日（令和6年1月1日）以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務であって、本地震により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）が問われることが猶予されます。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）においても、特別措置法が適用されることにより、下記の義務について、本地震により履行期限が到来するまでに履行されなかった場合であっても、令和6年4月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われませんこととなりますので、担当部局職員及び所管の公益法人等への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 認定法関係

	条項	事項	義務の内容及び 違反した場合の罰則	特別措置法による 猶予期間
(1)	第21条 第1項	事業計画書等 ^{*1} の 作成・備置	毎事業年度開始の日の前日まで 30万円以下の罰金（第64条第3号）	令和6年4月30日 まで
(2)	第21条	事業報告等 ^{*2} の作	毎事業年度の経過後3か月以内	

	第2項	成・備置	30万円以下の罰金（第64条第3号）	
(3)	第22条第1項	事業計画書等 ^{※3} の行政庁への提出	毎事業年度開始の日の前日まで 50万円以下の過料（第66条第2号）	
(4)	第22条第1項	事業報告等 ^{※4} の行政庁への提出	毎事業年度の経過後3か月以内 50万円以下の過料（第66条第2号）	
(5)	第26条第1項	解散の届出	解散の日から1か月以内 50万円以下の過料（第66条第1号）	

2. 整備法関係

	条項	事項	義務の内容及び違反した場合の罰則	特別措置法による猶予期間
(1)	第126条第1項	合併の届出	吸収合併がその効力を生じた日又は新設合併により設立する法人の成立の日から3か月以内 50万円以下の過料（第151条第1号）	令和6年4月30日まで
(2)	第127条第3項	計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出	毎事業年度の経過後3か月以内 50万円以下の過料（第151条第2号）	
(3)	第127条第5項	公益目的支出計画実施報告書の作成・備置	一般社団法人である移行法人は、定時社員総会の日から1週間（理事会を置く移行法人にあつては、2週間）前の日 一般財団法人である移行法人は、定時評議員会の日から2週間前の日 100万円以下の過料（第149条第2号）	

このほか、整備法第70条第2項及び同条第4項並びに同法106条第1項及び同法第121条第1項についても同様。

※1 事業計画書、収支予算書 等

※2 財産目録、役員等名簿、報酬基準 等

※3 ※1のほか、理事会等の承認を受けたことを証する書類

※4 ※2のほか、計算書類等、納税証明書、別表A～H 等

詳しくは、「定期提出書類の手引き（令和5年12月4日更新）」を御覧ください。

以上

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3～6 （略）

（財産目録等の提出及び公開）

第二十二条 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

2・3 （略）

（解散の届出等）

第二十六条 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2～4 （略）

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）
（抄）**

（特例民法法人の合併に伴う債権者の異議に関する特則）

第七十条（略）

2 合併消滅特例民法法人は、前条第一項の認可があったときは、当該認可の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表（次項及び第百四十八条第二号において「財産目録等」という。）を作成し、その主たる事務所に備え置かなければならない。

3（略）

4 合併消滅特例民法法人は、第二項の期間内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、二箇月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併存続特例民法法人の名称及び住所

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

5～7（略）

（移行の登記）

第百六条 特例民法法人が第四十四条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第三百三条の規定は、適用しない。

2（略）

（認定に関する規定の準用）

第二百一十一条 第百六条の規定は、第四十五条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第百六条第一項中「公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

2・3（略）

（合併をした場合の届出等）

第二百六条 移行法人が合併をした場合には、合併後存続する法人（公益法人を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）又は合併により設立する法人（公益法人

を除く。次項から第四項までにおいて同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

- 一 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人であるとき 当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合にあっては、当該移行法人に係る認可行政庁
 - 二 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
 - 三 移行法人が新設合併をした場合 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
- 2～6 (略)

(公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等)

第二百二十七条 (略)

- 2 (略)
- 3 移行法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内に、当該事業年度の一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項(一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない。
- 4 (略)
- 5 移行法人は、次の各号に掲げる移行法人の区分に応じ、公益目的支出計画実施報告書を、当該各号に定める日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 一 一般社団法人である移行法人 定時社員総会の日の一週間(理事会を置く移行法人にあっては、二週間)前の日(一般社団・財団法人法第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)
 - 二 一般財団法人である移行法人 定時評議員会の日の一週間前の日(一般社団・財団法人法第九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)
- 6 (略)

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）（抄）

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)(抄)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。